

① 件名						
高齢者肺炎球菌予防接種の経過措置期間の延長について						
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）						
<p>【背景】 平成26年7月に予防接種法施行令の一部改正がなされ、高齢者の肺炎球菌予防接種が定期接種に追加されるとともに5年間の経過措置が設定され、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳（初年度のみ101歳以上も含む）を対象としていたが、この経過措置が更に5年間延長されることとなった。</p> <p>【目的】 高齢者の肺炎球菌予防接種の接種機会を引き続き提供するため、定期接種の対象者の拡大を継続するとともに、接種率向上を図るもの。</p>						
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性						
<p>【根拠法令】 予防接種法（昭和23年法律第68号） 予防接種法施行令（昭和23年6月30日法律第68号） 石巻市肺炎球菌予防接種実施要綱（平成21年3月30日告示第84号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 又は 【個別計画との整合性】 第4章 安心して健やかに暮らせるまち 第2節 生涯を通じて元気で健康な暮らしが実現できるようにする 1 一人ひとりの健康づくりを推進する</p>						
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）						
平成26年7月 予防接種法施行令の一部改正 平成31年3月 予防接種法施行令の一部を改正する政令を公布 （平成31年4月から5年間経過措置を延長）						
⑤ 主な内容						
平成31年3月31日までの経過措置として5年間実施してきた接種対象者の拡大を「平成31年4月1日から平成36年3月31日」までの5年間延長するもの。 接種対象者は、65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の者（平成31年度のみ100歳以上）とする。						
	H26.9.30 まで	H26.10.1～ H27.3.31	H27.4.1～ H31.3.31	H31.4.1～ H32.3.31	H32.4.1～ H36.3.31	H36.4.1 ～
定期接種	なし	・65歳、70歳、 75歳、80歳、 85歳、90歳、 95歳及び100 歳以上の方	・65歳、70歳、 75歳、80歳、 85歳、90歳、 95歳、100歳 の方	・65歳、70歳、 75歳、80歳、 85歳、90歳、 95歳、 100歳以上の方	・65歳、70歳、 75歳、80歳、 85歳、90歳、 95歳、 100歳の方	・65歳
		・60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器又は免疫機能に障害がある方				

<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>【影響・効果】 肺炎球菌に起因する肺炎等の発症及び重症化を予防することで、高齢者の健康保持が図られる。</p> <p>【市財政への負担】 予防接種費、その他委託料（平成31年度見込） 11,339千円 内訳：平成31年度 対象者7,474人、接種見込（36%）2,691人、 9月まで 1,333人×4,100円+13人×8,100円（生保）=5,571千円 10月以降 1,332人×4,250円+13人×8,250円（生保）=5,768千円 財源：3割が地方交付税措置</p> <p>※6月補正予算要求予定</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>国で定めている定期接種のため、全ての自治体で実施</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>平成31年4月 石巻市肺炎球菌予防接種実施要綱の一部改正（平成31年4月1日施行） 対象者へ通知及び市報・ホームページ等により周知</p>
<p>⑨ その他</p>
<p></p>